



児童手当制度の2つの変更について



(令和4年10月支給分から)

変更1

特例給付の支給にかかわる所得上限額が設けられます！

所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。(対象者には個別通知します)

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※ 児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合は児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

【例】扶養3人の場合

支給なし

特例給付

児童手当

所得

②所得上限 972万円

①所得制限 736万円

裏面もあります。
必ずご確認ください！

変更 2

現況届（毎年 6 月に提出）の提出が原則不要になります

令和 4 年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。一部の方は引き続き現況届の提出が必要です。（対象者には個別通知します）

引き続き現況届の提出が必要な方（対象者には個別で通知します）

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が真岡市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、真岡市から提出の案内があった方

廃止に伴う新たな届出（令和 4 年 6 月 1 日から）

各種様式は窓口及びホームページに掲載予定です。

- ① 受給者の加入する年金が変わったとき
（会社勤めから自営業になる場合、自営業から公務員になる場合等）
- ② 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ③ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき

その他

- 出生時、住所変更、消滅等の届出はいままで通り必要となりますので、より一層の届出の徹底をお願いします。
- マイナポータルの「ぴったりサービス」により子育てなどに関する行政手続きのオンライン申請が可能です。児童手当も可能な手続きがあります。

下記の QR コード最下部にリンクがありますので、ご覧ください。



【お問い合わせ】

〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地
真岡市役所 こども家庭課 子育て支援係
電話 0285-83-8131
E-mail : kodomokatei@city.moka.lg.jp



真岡市 HP